


# 時間外労働に関する協定届 休日労働

様式第9号 (第17条関係)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				
人材派遣業(一般派遣社員用)	株式会社 サプル			千代田区飯田橋1-12-15 (電話 03-6261-3811)				
延長することができる時間	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	1日		期間	
					1日を超えて一定の期間(起算日)			
					1カ月(毎月1日)	1年(4月1日)		
(1) 下記(2)に該当しない労働者	納期の逼迫、急激な受注等	事務用機器操作、コールセンター業務、技術開発	100人	別紙	別紙	45時間	360時間	平成29年4月
						(特別条項は別紙)	(特別条項は別紙)	1日から
								平成30年3月
								31日まで
								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
納期前繁忙期		事務用機器操作、コールセンター業務、技術開発	100人	土・日曜日・祝日	月4日以内(土・日・祝日)		平成29年4月	
					特別条項に記載		1日から	
							平成30年3月	
							31日まで	

協定の成立年月日 平成29年2月21日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 管理部員

氏名 多田 弘美

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 ( 従業員全員の投票により選出された。)

平成29年2月21日



職名 株式会社 サプル  
使用者

氏名 代表取締役 柳澤 弘一



-----中央-----労働基準監督署長 殿

# 一般派遣社員の特別条項付き協定の内容について（別紙）

一般社員については下記のとおり協定する。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

- ①取引先からの急激な受注により、納期がひっ迫したとき
- ②納期の集中により、納期がひっ迫したとき

延長する場合の手続き

労使の協議を経て合意を得る

業務の種類

事務用機器操作、コールセンター業務、技術開発

労働者数

100人

所定労働時間

一日8時間・一週40時間

延長することができる時間

一日6時間  
一ヶ月70時間以内（起算日毎月1日）の回数は年6回迄とする。  
45時間以下の回数は年6回とし、一年の合計は600時間以内とする。  
（この場合の割増賃金率は、1か月45時間を越えた場合は25%、1年360時間を越えた場合は25%とする。）起算日4月1日

その他（休日労働）

所定休日に出勤させる場合、前以て派遣労働者に了解を得てから就業させるものとする。

期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

協定の成立年月日

平成29年2月21日

労働者の過半数を代表する者の職名 管理部長

氏名 多田 弘美

使用者

会社名 株式会社 サプル

氏名 代表取締役 柳澤 弘一



平成29年2月21日  
中央 労働基準監督署長殿